報告第２３号

専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和８年１１月２７日　提出

京田辺市長　　上　村　　崇

記

京田辺市山手西三丁目における車両等損傷事故に係る損害賠償の額の決定

専　決　処　分　書

損害賠償の額の決定について、地方自治法第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年１０月２８日

京田辺市長　　上　村　　崇

記

市は、令和８年７月２８日に発生した京田辺市山手西三丁目における車両等損傷事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

１　損害賠償の額

２２５，５００円

２　損害賠償の相手方

市内在住者

３　事故の概要

令和８年７月２８日午後４時頃、京田辺市山手西三丁目において、風雨により、山手西三丁目法面緑地の枯れ木が飛散し、近接住宅敷地内の駐車車両及びベランダの笠木に被害が生じたもの。